

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(10)

## 目次

### 規則

○富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則	1
---------------------------	---

## 規則

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆 一

### 富山県規則第6号

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第1項中「第8条」を「第10条」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条を第5条とする。

第1条の2中「別表の」を「別表第1の」に、「に定める」を「に掲げる」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の2条を加える。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

**第3条** 条例別表第2の規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務とする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

**第4条** 条例第4条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行

機関への提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

別表第2中「（第5条関係）」を「（第8条関係）」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「（第1条の2関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表の1の項から7の項までの規定中「別表」を「別表第1」に改め、同表の次に次の1表を加える。

#### 別表第2（第3条関係）

区分	事務
条例別表第2公安委員会の項の規則で定める事務	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項に規定する放置違反金に係る次に掲げる者（当該者が法人（当該法人が合併した場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。以下この項において同じ。）である場合にあってはその役員又は清算人、法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあってはその代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 (1) 道路交通法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令を受けるべき者 (2) 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知を受ける者 (3) 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促の対象となる者 (4) 道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収の対象となる者

様式第1号中「（第4条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

様式第 2 号中「(第 6 条関係)」を「(第 9 条関係)」に改める。

様式第 3 号中「(第 7 条関係)」を「(第 10 条関係)」に改める。

**附 則**

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(市町村支援課)

---

